

DV- X α 研究協会会則

第1章 総則

- 第1条 本会はDV- X α 研究協会 (The Society for Discrete Variational X α) と称する。
- 第2条 本会は日本におけるDV- X α および関連分野の研究を促進するとともに、会員相互の交流および国際交流をはかり、学術文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行なう。
1. 会員相互の情報交換
 2. 学術的会合の開催
 3. 会報等の出版物の刊行
 4. その他前条の目的を達成するために必要な事項
- 第4条 会則の実行に必要な細則は、運営委員会の議によって定め、総会に報告される。

第2章 会員

- 第5条 会員は、正会員、学生会員、賛助会員とする。
1. 正会員、学生会員はDV- X α 及び関連分野の研究に従事する個人。
 2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人または団体。
- 第6条 会員は、本会の活動に参加することができる。
- 第7条 本会を退会しようとする者は、本会に申し出なければならない。会費を理由なく2年以上滞納した者は退会したものとみなす。会員が本会の名誉を著しく損じまたは目的に反する行為があった時には、運営委員会の議決を経てこれを除名することができる。

第3章 役員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 会長補佐 5名程度
 4. 運営委員 10名程度
 5. 常任幹事 15名程度
 6. 顧問 若干名
 7. 会計監査 2名
- 但し、3と4と5に関しては、会長が必要と認めた場合、若干名補充することができる。
- 第9条 会長は、細則に定める方法により、正会員の互選により選出された運営委員の互選により選出される。
- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を召集する。
- 第10条2 副会長は、本会の円滑な運営を目指し、独立の立場から、助言と補完活動を行う。運営委員会と常任幹事会がそれぞれ、0～1名を選び、任期は、選出母体の任期切れをもって終了する。
- 第11条 会長補佐は、会長によって指名され、運営委員会の承認を経て選任される。会長補佐は運営委員および常任幹事との併任を妨げない。
- 第12条 会長補佐は、会長、副会長とともに会務を総理する。
- 第13条 運営委員の選出は、正会員の互選による。運営委員で構成される運営委員会は、本会の運営に関する審議を行なう。
- 第14条 常任幹事は、会長によって指名され、運営委員会の承認を経て選任される。常任幹事は運営委員との併任を妨げない。
- 第15条 常任幹事は、運営委員会の決定に基づいて、庶務、行事、会計、編集、その他の業務を行なう。また、運営委員会に出席し、業務報告を行なう。
- 第16条 会長と常任幹事より構成される常任幹事会は、細則に基づき各種の委員会を設けることができる。

- 第17条 会計監査の選出は正会員の互選による。会計監査は、協会に関する収入、支出の正当な運用を計る。
- 第18条 会長、運営委員、常任幹事、顧問及び会計監査の任期は2年とし、いずれも留任を妨げない。
- 第19条 顧問は、運営委員会の決議を得て会長が委嘱する。
- 第19条2 顧問は、本会の活動に参加することができ、会長もしくは運営委員会の諮問に応え運営委員会、常任幹事会および総会において意見を述べるができる。

第4章 総会及び運営委員会

- 第20条 総会は年一回開かれ、本会運営の基本方針の決定を行なう。総会の議長は出席会員の互選による。
- 第21条 総会の議題は、会長が提出する。
- 第22条 総会は出席正会員数と委任状数の合計が正会員数の1/5以上のとき成立する。
- 第23条 運営委員会は、総会の決定した基本方針に基づき、本会の運営方針を決定し、その実行を会長及び常任幹事に委嘱する。
- 第24条 運営委員会は、出席委員数と委任状の合計が委員総数の半数以上のとき成立する。

第5章 会計

- 第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第26条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。
- 第27条 本会の決算は、会計監査の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

第6章 会則の変更

- 第28条 会則の変更は、運営委員会の議を経て、総会における議決によって行なう。

付則

1. この会則は1992年8月4日より施行する。
2. この会則は1996年8月10日より施行する。
3. この会則は2007年8月4日より施行する。
4. この会則は2016年8月9日より施行する。
5. この会則は2022年9月9日より施行する。

細則

第1章 会員

- 第1条 本会に入会するには、所定の用紙に必要事項を記入し、常任幹事会へ提出する。所定の用紙は、事務局より入手できる。入会の可否は、常任幹事会で審査し、会長が決定する。学生会員においては、運営委員の紹介を得て、申し込まなければならない。
- 第2条 会員として認められた者は、速やかに所定の会費を納入する。
- 第3条 本会を退会しようとする者は、その旨を書面で事務局へ提出の上承認を受ける。
- 第4条 常任幹事会は会員名簿を整備し、定期的に更新する。

第2章 会費

- 第5条 会員は以下の会費を各年度初頭に納入しなければならない。
- | | |
|------|--------|
| 正会員 | 5,000円 |
| 学生会員 | 0円 |

賛助会員 年額 (1口) 50,000円

入会金 1,000円

ただし、学生会員とは学部学生、大学院生、日本学術振興会特別研究員等、正規の職についていない者で、常任幹事会で認められた者をいう。既納会費は理由の如何を問わず返却しない。

第3章 事務局

第6条 本会に事務局をおき、本会における事務的業務を行なう。

第7条 事務局の移動の必要が生じた場合、運営委員会の議を経て移動することができる。

第4章 運営委員会

第8条 運営委員会は必要に応じて、各種の委員会を設置することができる。

第5章 役員の選出

第9条 運営委員会及び会計監査の任期満了にともなう後任の選出は、任期満了前に行うものとする。

第10条 正会員の互選による運営委員の選出は、無記名5名連記、会計監査の選出は無記名单記の郵便投票による。

第11条 総会において、正会員の互選により、選挙管理委員3名を選出し、選挙管理委員が第9条に記す運営委員の選出に当たる。

第6章 総会

第12条 会長は総会開催の日時、場所、及び議題を開催期日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

第13条 総会での議決は出席会員数の過半数による。

第7章 各種委員会

第14条 DV-X α 研究協会の円滑な運営のために、各種委員会を設置する。

第15条 各種委員会に関する規定を、DV-X α 研究協会委員会規定に別途定める。

第8章 著作権

第16条 DV-X α 研究協会の会報および学術図書などの著作権に関する規定を、DV-X α 研究協会著作権規定に別途定める。

第9章 会則、細則の変更

第17条 会則及び細則の変更の決定は、総会で行う。変更には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

1. この細則は1992年8月4日より施行する。但し、会員の会費に関することについては、その必要が生じたとき、その額を決定し施行する。
2. この細則は2007年8月4日より施行する。但し、会員の会費に関することについては、その必要が生じたとき、その額を決定し施行する。

DV-X α 研究協会委員会規定

- 第1条 本会に DV-X α 研究協会編集委員会を置く。
- 第2条 本会に DV-X α 研究協会教育委員会を置く。
- 第3条 本会に DV-X α 研究協会表彰委員会を置く。
- 第4条 本会に DV-X α 研究協会学術情報委員会を置く。
- 第5条 各委員会に関する規定を、各委員会細則に別途定める。

付則

この規定は、2007年8月4日より施行する。

DV-X α 研究協会編集委員会細則

- 第1条 DV-X α 研究協会編集委員会（以下編集委員会と呼ぶ）は、会報および学術図書の編集・刊行を行う。
- 第2条 編集委員会は、常任幹事会が選出し、運営委員会で承認された委員長1名と複数名の委員で構成する。
- 第3条 委員長および委員の任期は2年とし、いずれも留任を妨げない。
- 第4条 編集委員会の活動を実施するための作業は、本会事務局が補佐する。
- 第5条 編集委員会細則の変更の決定は、総会で行う。変更には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は2007年8月4日より施行する。

DV-X α 研究協会教育委員会細則

- 第1条 DV-X α 研究協会教育委員会（以下教育委員会と呼ぶ）は、DV-X α 法の教育および普及のため、次の活動を行う。
 - 1) DV-X α 分子軌道計算講習会（以下講習会と呼ぶ）
 - 2) DV-X α 研究協会夏の学校（以下夏の学校と呼ぶ）
- 第2条 教育委員会は、常任幹事会が選出し、運営委員会で承認された委員長1名と複数名の委員で構成する。
- 第3条 委員長および委員の任期は2年とし、いずれも留任を妨げない。
- 第4条 本会ではDV-X α 法の普及のため、年2回程度の講習会を行う。教育委員会では国内外から候補地および講師を選び、運営委員会の承認を得て、実施する。実施においては別に実地委員会を設置し協力を得ることとする。
- 第5条 本会では若手研究者養成のための年1回程度の夏の学校を開催する。教育委員会ではその候補地および講師を選び、運営委員会の承認を得て実施する。
- 第6条 教育委員会の活動を実施するための作業は、本会事務局が補佐する。
- 第7条 教育委員会細則の変更の決定は、総会で行う。変更には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は2007年8月4日より施行する。

DV-X α 研究協会学術情報委員会細則

- 第1条 DV-X α 研究協会学術情報委員会（以下学術情報委員会と呼ぶ）は、ホームページの開設・公開を通して本会に関する情報の提供を行う。
- 第2条 学術情報委員会は、常任幹事会が選出し、運営委員会で承認された委員長1名と複数名の委員で構成する。
- 第3条 委員長および委員の任期は2年とし、いずれも留任を妨げない。
- 第4条 学術情報委員会の活動を実施するための作業は、本会事務局が補佐する。
- 第5条 学術情報委員会細則の変更の決定は、総会で行う。変更には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は2007年8月4日より施行する。

DV-X α 研究協会表彰委員会細則

（設置および総則）

第1条 DV-X α 研究協会表彰委員会（以下表彰委員会と呼ぶ）は、以下の各賞の募集及び選考を行う。

（1）DV-X α 研究協会賞（以下協会賞と呼ぶ）

協会賞は、DV-X α 法あるいはその応用分野において、学術上または技術上の顕著な業績を挙げるとともに、DV-X α 研究にリーダーシップを発揮し、協会の発展に尽力した者に贈り、これを表彰する。

（2）DV-X α 研究協会学術賞（以下学術賞と呼ぶ）

学術賞は、DV-X α 法を応用したある研究テーマの成果が学問分野や産業分野への進歩発展、または新しい計算手法の発明、開発および実用化等に資し、その学術研究および技術上の業績として一定の成果を挙げ、本会以外でも広く評価された研究を行った者および団体に贈り、これを表彰する。

（3）DV-X α 研究協会功績賞（以下功績賞と呼ぶ）

功績賞は、明確な成果として、DV-X α 法及びDV-X α 研究協会の発展に貢献した者および団体、DV-X α 法を利用して関連分野の科学技術及び産業の発展のために貢献した者および団体、またはDV-X α 法に関する学生・若手研究開発者のレベルアップに特別大きく貢献した者および団体に贈り、これを表彰する。

（4）DV-X α 研究協会奨励賞（以下奨励賞と呼ぶ）

奨励賞は、今後の活躍が期待できる若手会員（当該年の4月1日において満40歳以下）を表彰する。将来性に富む者であれば、業績・活動の完成度は不問とする。

各賞の細則は別途定める。

（組織）

第2条 表彰委員会は、委員長1名、副委員長1名、幹事1名、副幹事1名、およびその他1名以上の計5名以上の委員から構成される。委員長は常任幹事会にて選出され、運営委員会にて承認される。その他の委員は委員長によって指名され、運営委員会にて承認される。表彰委員の任期は2年とし、連続して2期まで選出できる。審査基準の継続性を保証するために、全委員が一度に交替するのではなく、半数の委員はその任期を1年間ずらせて選出される。

第3条 副委員長は表彰委員長を補佐し、原則として次年度の表彰委員長に就任する。幹事は表彰委員長を補佐し、および表彰委員会の運営を円滑に進めるよう調整する。

(任務)

第4条 表彰委員会は、次の事項について任務を遂行する。

- (1) 各賞受賞候補者の募集の会告
- (2) 各賞受賞者の選考
- (3) 各賞受賞者の選考結果および選考理由の会長への報告と公表
- (4) 表彰式の準備（賞状、副賞を含む）と挙行
- (5) 表彰委員会細則、各賞細則の改案の作成
- (6) その他、各賞に関し、会長より諮問された事項の審議

(応募方法と募集方法)

第5条 応募は、協会賞は正会員、または賛助会員の機関に所属する者による他薦、学術賞、功績賞、奨励賞は自薦または他薦によるものとする。各賞の応募資格者は、DV-X α 研究協会の正会員、および学生会員、賛助会員の機関に所属する者とする。表彰委員長は応募要領を DV-X α 研究協会の出版物、およびホームページに掲載する。

(表彰委員の立場)

第6条 表彰委員が候補者を推薦してもよい。表彰委員が推薦され、候補者となる場合は、該表彰委員は表彰委員長に辞任を申し出なければならない。これによって表彰委員会の必要構成人員に満たない場合、委員長は欠員を補充しなければならない。

(選考方法・方針)

第7条 選考方法・方針は表彰委員長に一任される。

(選考結果)

第8条 委員長は選考の経緯を含めて、詳細な選考結果と選考理由を取りまとめて本会会長および副会長に報告し、代表して会長が選考結果を承認する。

第9条 委員長は承認された選考結果を推薦者および受賞者に報告し、表彰式への出席と受賞講演の確認を得ることで、受賞者として予めホームページ上で発表される。

(表彰)

第10条 表彰に関する作業（受賞講演を含む）は表彰委員会が執り行う。表彰式は、本会の総会にて行われ、表彰は、選考時点における本会会長名によって行われる。

第11条 賞は本賞（表彰状）と副賞からなる。副賞については表彰委員会の裁量による。

第12条 受賞概要は DV-X α 研究協会会報に掲載される。

(本会事務局の役割)

第13条 本会事務局は、表彰委員会の事務的作業を補佐する。

第14条 応募者からの提出物、および表彰委員長による選考結果の報告書について事務局が正本を保管する。選考のために各委員に配布された応募者の提出物は、各委員によって事務局に返却され、事務局はそれを処分する。

(受賞講演、表彰式)

第15条 表彰委員長は、企画担当および年会のプログラム編成担当に、受賞講演および表彰式を執り行うことを連絡し、日程やプログラムの編成を調整することを要請できる。

(特別賞)

第16条 本会は、本会運営委員会の議決を得て必要な特別表彰を行い、受賞候補者の選出が必要な

場合には、表彰委員会がこれに当たる。

(細則の改正・廃止)

第17条 表彰委員会において、本細則の改正または廃止を協議することができる。改正案または廃止案は、常任幹事会および運営委員会に提出し、両会の議を経なければならない。

第18条 表彰委員会細則の改正案および廃止案の承認は総会で行う。改正および廃止には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は、2001年8月1日より施行する。

この細則は、2007年8月4日より施行する。

この細則は、2022年9月9日より施行する。

DV-X α 研究協会賞細則

(協会賞の設置)

第1条 DV-X α 研究協会賞 (以下、本賞と称する) 細則は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則に準拠する。

(募集)

第2条 本賞の候補者は、DV-X α 研究協会表彰委員会 (以下、「表彰委員会」と称する) によって募集される。

(候補者の資格)

第3条 候補者は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第1条に記載されている条件を満たす者で、かつ第5条に基づいて推薦された者とする。ただし、本会会長および副会長は、役職上、候補者にはなれない。また、本賞を一度受賞した者は候補者になれない。

第4条 候補者は、受賞した場合、表彰式に出席する意志があることが条件となる。

(候補者の確認)

第5条 表彰委員会は、候補者が資格を満たすか審査し、候補者に本賞の推薦を伝える。その時、候補者から本賞に応募するか意志の確認をする。

(応募書類)

第6条 応募は、以下の書類の提出を必要とする。

- (1) 候補者本人の本賞応募申込書 (氏名、会員番号、所属先、連絡先 (所在地、TEL、FAX、e-mail) の記載)。
 - (2) 推薦者による業績内容が明確に記された推薦書 (A4 用紙に 2000 字~3000 字程度、推薦者の氏名、会員番号、所属先、連絡先 (所在地、TEL、FAX、e-mail) も記載)。
- * 必要に応じて推薦者は参考資料 (業績リストと本会での活動リストなど) を提出してもよい。

(選考方法および結果公表)

第7条 表彰委員会は、応募書類を基に選考する。選考方法および選考結果の公表は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第7条および第8条、第9条に準拠して行われる。応募書類だけでは選考が困難である場合は、推薦者に追加資料の依頼、および候補者に審査資料の提供を要請することができる。

(受賞者への要請)

第8条 表彰委員会は受賞者に次のことを要請する。

- (1) 原則として受賞後1年以内に、DV-X α 研究協会会報に総説を投稿すること。
- (2) 受賞者は特段の理由がない限り総会に必ず出席すること。特段の事情で出席できない場合は、代理人を出席させること。
- (3) 受賞者は表彰を受ける研究会で受賞講演を行うこと。
- (4) DV-X α 研究協会会報に掲載する受賞報告を執筆すること (執筆項目は表彰委員会が設定)。

(表彰件数)

第9条 毎年行う表彰ではなく、該当者がいる場合に限る。年間に複数名を選出することは委員会の裁量によるものとする。

(細則の改正・廃止)

第10条 表彰委員会において、本細則の改正または廃止を協議することができる。改正案または廃止案は、常任幹事会および運営委員会に提出し、両会の議を経なければならない。

第11条 表彰委員会細則の改正案および廃止案の承認は総会で行う。改正および廃止には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は、2007年8月4日より施行する。

この細則は、2022年9月9日より施行する。

DV-X α 研究会学術賞細則

(学術賞の設置)

第1条 DV-X α 研究会学術賞(以下、本賞と称する)細則は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則に準拠する。

(募集)

第2条 本賞の候補者および候補となる団体は、DV-X α 研究協会表彰委員会(以下、「表彰委員会」と称する)によって募集される。候補となる団体の代表者以外はDV-X α 研究協会の正会員、および学生会員、賛助会員の機関に所属する者でなくともかまわない。

(候補者の資格)

第2条 候補者は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第1条に記載されている条件を満たす者で、かつ第5条に基づいて自薦、または他薦された者、および団体とする。ただし、本会会長および副会長は、役職上、候補者および候補となる団体の代表者にはなれない。また、本賞は同一人物が複数回受賞することができるが、以前受賞した実績とは異なる内容の場合に限る。

第3条 候補者および候補となる団体の代表者は、受賞した場合、表彰式に出席する意志があることが条件となる。

(候補者の確認)

第5条 表彰委員会は、候補者および候補となる団体の代表者が資格を満たすか審査する。推薦の場合、候補者および団体の代表者に本賞の推薦を伝える。その時、候補者および候補となる団体の代表者から本賞に応募するか意志の確認をする。

(応募書類)

第6条 応募は、以下の書類の提出を必要とする。

- (1) 候補者本人の本賞応募申込書(氏名、会員番号、勤務先、連絡先(所在地、TEL、FAX、e-mail)の記載)、もしくは団体の本賞応募申込書(代表者の氏名、会員番号、所属先、連絡先(所在地、TEL、FAX、e-mail)とメンバーの氏名と所属先)。
 - (2) 業績の題目、要約と今後の抱負(A4用紙に2000字~3000字程度)。
 - (3) 業績を証明する資料(学術誌公表論文や本会年会報告書などのコピー)、または参考になる資料、およびそれらを含めた業績リスト。
 - (4) 推薦の場合、推薦者による推薦書(推薦者の氏名、会員番号、所属先、連絡先(所在地、TEL、FAX、e-mail)も記載)。
- *必要に応じて推薦者は参考資料を提出してもよい。
- (5) 自薦の場合も推薦書があることが望ましい。
 - (6) 過去にDV-X α 研究協会から表彰を受けている場合、受賞リスト(業績の題目を含む)の提出。

(選考方法)

第7条 表彰委員会は、応募書類を基に選考する。選考方法および選考結果の公表は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第7条および第8条、第9条に準拠して行われる。応募書類だけでは選考が困難である場合は、候補者および候補となる団体の代表者に審査資料の提供を要請することができる。

(受賞者への要請)

第8条 表彰委員会は受賞者に次のことを要請する。

- (1) 原則として受賞後1年以内に、DV-X α 研究協会会報に本業績に関する総説および解説記事を投稿すること。
- (2) 受賞者は特段の理由がない限り総会に必ず出席すること。特段の事情で出席できない場合は、代理人を出席させること。
- (3) 受賞者は表彰を受ける研究会で受賞講演を行うこと。
- (4) DV-X α 研究協会会報に掲載する受賞報告を執筆すること(執筆項目は表彰委員会が設定)。

(表彰件数)

第9条 毎年行う表彰ではなく、該当者がいる場合に限る。年間に複数名を選出することは委員会の裁量によるものとする。

(細則の改正・廃止)

第10条 表彰委員会において、本細則の改正または廃止を協議することができる。改正案または廃止案は、常任幹事会および運営委員会に提出し、両会の議を経なければならない。

第11条 表彰委員会細則の改正案および廃止案の承認は総会で行う。改正および廃止には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は、2001年8月1日より施行する。

この細則は、2007年8月4日より施行する。

この細則は、2022年9月9日より施行する。

DV-X α 研究会功績賞細則

(功績賞の設置)

第1条 DV-X α 研究会功績賞(以下、本賞と称する)細則は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則に準拠する。

(募集)

第2条 本賞の候補者および候補となる団体は、DV-X α 研究協会表彰委員会(以下、「表彰委員会」と称する)によって募集される。候補となる団体の代表者以外はDV-X α 研究協会の正会員、および学生会員、賛助会員の機関に所属する者でなくともかまわない。

(候補者の資格)

第3条 候補者は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第1条に記載されている条件を満たす者で、かつに基づいて自薦、または他薦された者、および団体とする。ただし、本会会長および副会長は、役職上、候補者および候補となる団体の代表者にはなれない。また、本賞は同一人物が複数回受賞することができるが、以前受賞した実績とは異なる内容の場合に限る。

第4条 候補者および候補となる団体の代表者は、受賞した場合、表彰式に出席する意志があることが条件となる。

(候補者の確認)

第5条 表彰委員会は、候補者および候補となる団体の代表者が資格を満たすか審査する。推薦の場合、候補者および団体の代表者に本賞の推薦を伝える。その時、候補者および候補となる団体の代表者から本賞に応募するか意志の確認をする。

(応募書類)

第6条 応募は、以下の書類の提出を必要とする。

- (1) 候補者本人の本賞応募申込書(氏名、会員番号、勤務先、連絡先(所在地、TEL、FAX、e-mail)の記載)、もしくは団体の本賞応募申込書(代表者の氏名、会員番号、所属先、連絡先(所在地、TEL、FAX、e-mail)とメンバーの氏名と所属先)。
 - (2) 業績の題目、要約と今後の抱負(A4用紙に2000字~3000字程度)。
 - (3) 業績を証明する資料、または参考になる資料、およびそれらを含めた業績リスト。
 - (4) 推薦の場合、推薦者による推薦書(推薦者の氏名、会員番号、所属先、連絡先(所在地、TEL、FAX、e-mail)も記載)。
- *必要に応じて推薦者は参考資料を提出してもよい。
- (5) 自薦の場合も推薦書があることが望ましい。
 - (6) 過去にDV-X α 研究協会から表彰を受けている場合、受賞リスト(業績の題目を含む)の提出。

(選考方法)

第7条 表彰委員会は、応募書類を基に選考する。選考方法および選考結果の公表は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第7条および第8条、第9条に準拠して行われる。応募書類だけでは選考が困難である場合は、候補者および候補となる団体の代表者に審査資料の提供を要請することができる。

(受賞者への要請)

第8条 表彰委員会は受賞者に次のことを要請する。

- (1) 原則として受賞後1年以内に、DV-X α 研究協会会報に本業績に関する記事を投稿すること。
- (2) 受賞者は特段の理由がない限り総会に必ず出席すること。特段の事情で出席できない場合は、代理人を出席させること。
- (3) 受賞者は表彰を受ける研究会で受賞講演を行うこと。
- (4) DV-X α 研究協会会報に掲載する受賞報告を執筆すること(執筆項目は表彰委員会が設定)。

(表彰件数)

第9条 毎年行う表彰ではなく、該当者がいる場合に限る。年間に複数名を選出することは委員会の裁量によるものとする。

(細則の改正・廃止)

第10条 表彰委員会において、本細則の改正または廃止を協議することができる。改正案または廃止案は、常任幹事会および運営委員会に提出し、両会の議を経なければならない。

第11条 表彰委員会細則の改正案および廃止案の承認は総会で行う。改正および廃止には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は、2001年8月1日より施行する。

この細則は、2007年8月4日より施行する。

この細則は、2022年9月9日より施行する。

DV-X α 研究会奨励賞細則

(奨励賞の設置)

第1条 DV-X α 研究会奨励賞（以下、本賞と称する）細則は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則に準拠する。

(募集)

第2条 本賞の候補者は、DV-X α 研究協会表彰委員会（以下、「表彰委員会」と称する）によって募集される。

(候補者の資格)

第3条 候補者は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第1条に記載されている条件を満たす者で、かつ第5条に基づいて自薦、または他薦された者とする。ただし、本賞を一度受賞した者は候補者になれない。

第4条 候補者は、受賞した場合、表彰式に出席する意志があることが条件となる。

(候補者の確認)

第5条 表彰委員会は、候補者が資格を満たすか審査する。推薦の場合、候補者に本賞の推薦を伝える。その時、候補者から本賞に応募するか意志の確認をする。

(応募書類)

第6条 応募は、以下の書類の提出を必要とする。

- (1) 候補者本人の本賞応募申込書（氏名、会員番号、勤務先、連絡先（所在地、TEL、FAX、e-mail）の記載）。
 - (2) 業績の題目、要約と今後の抱負（A4用紙に2000字～3000字程度）。
 - (3) 業績を証明する資料（学術誌公表論文や本会年会報告書などのコピー）、または参考になる資料、およびそれらを含めた業績リスト。
 - (4) 推薦の場合、推薦者による推薦書（推薦者の氏名、会員番号、所属先、連絡先（所在地、TEL、FAX、e-mail）も記載）。
- *必要に応じて推薦者は参考資料を提出してもよい。
- (5) 自薦の場合も推薦書があることが望ましい。

(選考方法)

第7条 表彰委員会は、応募書類を基に選考する。選考方法および選考結果の公表は、DV-X α 研究協会表彰委員会細則第7条および第8条、第9条に準拠して行われる。応募書類だけでは選考が困難である場合は、候補者に審査資料の提供を要請することができる。

(受賞者への要請)

第8条 表彰委員会は受賞者に次のことを要請する。

- (1) 受賞者は特段の理由がない限り総会に必ず出席すること。特段の事情で出席できない場合は、代理人を出席させること。
- (2) 受賞者は表彰を受ける研究会で受賞講演を行うこと。
- (3) DV-X α 研究協会会報に掲載する受賞報告を執筆すること（執筆項目は表彰委員会が設定）。

(表彰件数)

第9条 毎年行う表彰ではなく、該当者がいる場合に限る。年間に複数名を選出することは委員会の裁量によるものとする。

(細則の改正・廃止)

第10条 表彰委員会において、本細則の改正または廃止を協議することができる。改正案または廃止案は、常任幹事会および運営委員会に提出し、両会の議を経なければならない。

第11条 表彰委員会細則の改正案および廃止案の承認は総会で行う。改正および廃止には総会出席者の2/3以上の同意を必要とする。

付則

この細則は、1995年8月3日より施行する。

この細則は、2001年8月1日より施行する。

この細則は、2007年8月4日より施行する。

この細則は、2022年9月9日より施行する。

奨励賞細則の補足説明

本賞の趣旨が、将来性のある人材の支援のための表彰にあり、多様な選考基準が考えられることから、一貫性と実情に即した柔軟性とを兼ね備えた選考基準を背手地する指針となるように、補足説明を行う。奨励賞の選考は、DV-X α 研究協会表彰委員会（以下、「委員会」と称する）に任されており、本補足説明は、委員会委員（以下、「委員」と称する）を拘束するものではなく、実務上および選考基準を設ける上での参考のために提供されるものである。

1. 委員会は、受賞者を選考するたび、その選考基準または受賞理由を公表することが望ましい。少なくとも、委員会は、選考基準または受賞理由を記録して、将来の選考に供するとともに、委員を選出した組織は、委員会の意見や選考基準を考慮して、本補足説明の改訂を行う。
2. 委員は、5人程度であるが、受賞候補者との関係が深い場合には、辞任することができる。
3. 副賞は5万円とする。
4. 受賞人数は、0から3名を考えている。人材の支援をめざして時宜を得た選出を行うために必要な柔軟性と考える。
5. 受賞対象は、DV-X α 法を使用し始めてからの経過年の少ない若手を対象としており、本賞の趣旨からすると、一連の業績をあげている場合だけでなく、一つの論文、あるいは一つのソフト開発が、受賞の理由になりうる。
6. 応募方法は、会報にてアナウンスを行う。自薦はもちろん、委員による推薦も活発に行われることを願っている。個人の独創性を支援するためには、委員が積極的に人材を見つけだし顕彰することも必要と考えているからである。
7. 委員の活動を支えるために、資料の収集等を含むあらゆる推薦および選考、表彰にかんする作業は、協会事務局が補佐する。
8. 提出されるのが望ましい推薦書は、本会会員1名程度による推薦文とする。

1995年8月3日

(2001年8月1日一部改訂)

(2007年8月4日一部改訂)

DV-X α 研究協会著作権規定

- 第1条 DV-X α 研究協会（以下「本会」という）が発行する著作物の著作権は本会に帰属する。
- 2 この規定の施行前に本会が出版した著作物についても前項の規定を適用する。
- 第2条 本会が所有する著作権を利用する場合には、本会の許諾を必要とする。ただし、著作者自身が非営利的な目的のために自分の著作物の全部または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する権利は、報告書作成および所内利用など限定的な場合にのみ著作者に帰属する。
- 2 電子的形態等他の媒体による利用に関しても前項に準じる。
 - 3 本会が所有する著作物の利用に際しては、その著作物が本会発行誌に掲載されたものであることを明記しなければならない。
- 第3条 本会が発行する著作物の内容については、当該著作者自身が責任を負うものであり、当該著作物について他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争が生じ、これによって本会に損害を生じた場合には、当該著作者は本会に対して当該損害を補填するものとする。
- 2 その他著作権に関する紛争が生じた場合、本会はその責任を負わないものとする。
- 第4条 第三者から、本会が所有する著作物について複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会が必要と認めた場合は、本会はそれを許諾することができる。
- 第5条 本規定の改廃は総会の議決による。
- 附則
- (1) 本規定における著作物とは、本会が発行する会誌『DV-X α 研究協会会報』ならびに不定期刊行物に掲載された著作物およびオンラインなどの電子的形態等他の媒体により公開された著作物を指す。
 - (2) この規定は、2007年8月4日より施行する。